

No. 30 弥富市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
市民生活部 環境課		0567-65-1111	内線 233	0567-67-4011
住所	〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田335		担当者氏名	佐藤 芳典
URL	https://www.city.yatomi.lg.jp		E-mail	kankyo@city.yatomi.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	①浄化槽処理 推進区域	②一般区域	③事業計画区域及び 汚水処理区域	既存浄化槽等の撤去及び処分に要する経費	
				①②の区域	③の区域
5人槽	363,000	242,000	80,000	90,000	30,000
7人槽	486,000	324,000	108,000		
10人槽	687,000	458,000	152,000		

- ・建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象となる（既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換の場合に限る）
- ・浄化槽のみ新設の場合は対象とならない

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
2	3	3					8

前年度実績基数（4基）

(3) [補助対象地域]

供用開始区域を除く市内全域

※供用開始区域：事業計画区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公示された区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

専用住宅の建て替え、増築、改築等により既存みなし浄化槽又は既存くみ取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置するもの

※専用住宅：主に居住の用に供する建物又は延床面積の1/2以上を居住の用に供する建物をいう

※浄化槽：浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち次のいずれにも適合するもの

- ①生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものであること
- ②「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること
- ③下表第1に定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること

※表1（第2条関係）

浄化槽の消費電力基準

(単位W/h)

人槽区分	通常型	高度処理型 (BOD10mg/ℓ以下)	高度処理型 (リン除去型)
5人槽	39以下	53以下	83以下
7人槽	55以下	75以下	90以下
10人槽	75以下	102以下	157以下

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建物又は土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③11人槽以上の浄化槽を設置しようとする者
- ④自ら居住を目的とする専用住宅以外に浄化槽を設置しようとする者
- ⑤専用住宅の新築に伴い浄化槽を設置しようとする者
- ⑥その他市長が適当でないと認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し
- ②配置図（浄化槽及び既存浄化槽等）及び排水経路図

- ③設置場所の案内図
- ④浄化槽設置工事見積書（既存浄化槽等の撤去及び処分に係る補助を受けようとする者は、同槽の撤去及び処分に係る費用が明らかになる書類）及び工事請負契約書の写し
- ⑤賃貸人の承諾書（建物又は住宅等を借りている者に限る）
- ⑥既存浄化槽等からの転換設置であることを証する次のいずれかの書類
 - ア既存みなし浄化槽からの転換設置の場合
 - （ア）法定検査結果書の写し
 - （イ）保守点検記録の写し
 - （ウ）清掃実施記録の写し
 - （エ）現況写真
 - イ既存くみ取り便槽からの転換設置の場合
 - （ア）清掃実施記録の写し
 - （イ）現況写真
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）の写し
- ⑧浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証（市町村用）
- ⑨型式適合認定書の写し
- ⑩型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
- ⑪浄化槽設備士免状の写し（昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

（8）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度の2月末のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法第7条の規定に基づく検査手数料及び法第11条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し及び請求書（既存浄化槽等を撤去及び処分した場合は、撤去及び処分に要した費用が明らかになる書類）の写し
- ④浄化槽設置工事の写真（施工前・施工中・施工後）
- ⑤既存浄化槽等撤去工事の写真（撤去前・撤去中・撤去後）
- ⑥既存浄化槽等の最終清掃実施記録の写し（撤去及び処分に係る補助を受けようとする者に限る）
- ⑦浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑧浄化槽法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑨浄化槽法第11条の2の規定に基づく浄化槽使用廃止届出書の写し（既存みなし浄化槽からの転換の場合）
- ⑩その他市長が必要と認めるもの

（9）【 その他 】

- ①みなし浄化槽及び汲み取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円（事業計画区域及び汚水処理区域：上限3万円）の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限5万円の補助を行っている
 - ・下水道接続時に限る
 - ・下水道の供用開始後、3年以内の申請であること
 - ・雨水貯留施設の設置後、7年以上存置すること

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください